忌避剤による新たなニホンジカ食害対策について

自然保護課

柵以外の新たな食害対策として、樹木用のシカ忌避剤を草本植物へ使用可能とするための 試験を企業、県試験研究機関との連携により実施。

1 実施内容

- ① 草本植物へ用途拡大(農薬登録*) するための食害・薬害試験(H26~H28)
- ② 効果的な薬剤の使用方法を検討するための**面的散布試験**(H28~H30)

名称:ランテクター、有効成分(80%):全卵粉末(環境配慮型) 2 使用薬剤

企業:保土谷アグロテック株式会社(製造)、大同商事株式会社(販売) 3 実施体制

県 : 林業総合センター、農業試験場、環境保全研究所、

霧ヶ峰自然保護センター、諏訪地方事務所環境課、自然保護課

4 今年度の実施経過

(1) 食害試験 (薬害試験は H27 に完了)

 実施場所 諏訪市 霧ヶ峰高原(牧野組合所有地)

② 実施期間 10月18日~11月22日

忌避剤散布・非散布による食害有無(忌避効果)を調査 ③ 実施内容 ハボタンなどの花卉植物3種を対象



≪試験用植物の設置≫



≪設置した花卉≫



≪忌避剤の散布≫

④ 実施結果 忌避効果など**薬剤の有効性・安全性**をデータで**確認**







≪試験地に出没したシカ≫ ≪散布・食害なし≫ ≪非散布・食害あり≫

⑤ 今後の対応 企業により草本植物を対象とした用途拡大の手続きが行われる予定。 希少種など保護対象植物の**生育状況に応じた被害対策の選択肢が拡大**

農薬は農薬取締法により、国の登録を受けなければ販売できない制度となっている。 未登録の農薬使用や基準に反した使用方法は禁止されており、違反時は罰則が適用される。 薬剤の薬効、薬害、毒性等の試験成績をもとに、安全性確認された薬剤が農薬として登録される。

(2) 面的散布試験

- ① 実施場所 諏訪市 霧ヶ峰高原(牧野組合所有地)
- ② 実施期間 6月22日~8月21日
- ③ 実施内容 忌避剤を面で散布し、効果的な薬剤の使用方法等を検討 (散布方法・回数、費用対効果などを調査、一対策としての実効性を検証) 野生のニッコウキスゲ、マツムシソウなどの植物で実施





≪野生のニッコウキスゲ≫

≪忌避剤の散布≫

- ④ 実施結果 試験地内にシカが出没せず、試験データを得られなかった
- ⑤ 今後対応 試験地を変更し、H29 年度から再試験に着手する予定 (~H30)

[参考] 柵と忌避剤の違い

それぞれの対策には一長一短があることから、植物の生育地の状況に合わせた対策が必要。

	電気柵・物理柵	シカ忌避剤(薬剤散布)
適用対象	生育地を面的に保護 保護効果:高	希少植物を点的に保護 保護効果:中(複数回散布が必要)
資 材 費	電気柵: 200~400 千円/ha (周囲長 400m) 物理柵: 800 千円/″	約 20 千円/ha (散布条件…250 本/ha·回、苗木)
労 力	大	中~小
管 理	定期的なメンテナンス、撤去が必要	薬剤効果期間ごとの散布が必要
景観面	目に留まりやすい	見た目では分からない